

# 自治体警察テストケース

川 上 紀 一

〔大東文化大学法学研究所〕  
〔研修部会研修講師〕

1

昭和22年10月9日、突然、予告なしに、連合軍総司令部（GHQ）の担当官が、千葉県警察部にジープで乗りつけた。

来県者は、公安課の、スミス少佐、イートン警察司政官長、エンジェル消防行政官、通訳の四人であった。

来意は、新しい警察制度の実施に備えて、具体的な計画の立案を命ずるためであった。命令は次の2点に要約された。

(1) 市と人口5,000人以上の市街的町村に、警察（自治体警察）を設ける場合の、理想的な配置表

(2) 右以外の区域に、警察（国家警察）を設ける場合の、理想的な配置表

そして、立案にあたっては、内務省はもち論、いかなる上級組織の指示もうけず、警務課長の考えで即時成案して、直接公安課に提出するよう申し渡された。

警務課長だった私は、若さのせい気負いもなくはなかったが、自分の身をおく内務省が、これほどまで占領軍から疎外されているかと思うとやるせなかった。

と同時に、警保局で、アメリカ州警察制度の調査を担当していてよかったと感謝した。

ところで、これまで、総司令部は、占領政策の第一弾として、日本軍隊を解体したが、つぎに内務省を攻撃してきた。そしてその主目標は警察におかれていた。

私が千葉県警察部に着任した前年の昭和21年には、特別高等警察という職務に従事したことのあるものが、巡査にいたるまで勤務の実態のいかににかかわらず、一斉にひ免され、今後一切の公職につくことを禁じられた。この措置によってこうむった警察の人的組織の打撃ははかりしれないものがあった。

ついで、22年4月には、知事の公選が明治以来はじめて実施され、これまで内務大臣によって任命され、国と地方を結ぶ紐帯の役を果してきた官選知事は姿を消した。

さらに続いて、22年の秋には、いわゆる武徳会追放が行われた。これは、武徳会組織によって、戦時中、国民にたいして戦意昂揚の訓練が実行されたとする、総司令部の解釈にもとづくものであった。

この武徳会の県段階の責任者には警察部長が、その下部の責任者には警察署長があてられていたのが通例だったので、武徳会追放は、実質的には警察幹部の追放であった。

そして、内務省の解体は既定の事実とされていた。

なんともいえない気持ちであった。当然軍務に服すべきさだめだったので、生きて再び帰るべきところと思って職を奉じたわけではなかったが、ともかく生涯の働き場所と選んだ内務省が、スタートの始めにこのようになろうとは思ってもみなかった。

22年9月16日、総司令部は、総司令官マッカーサーの書翰によって、警察制度改革に関する基本方針を示し、10月2日には、全国警察部長会議で、総司令部公安課員がその概要についての説明を行った。

私が総司令部の担当官から警察制度改革についての命令をうけたのは、この緊迫した空気のさなかであった。

警務課は、一丸となってこの課題と取り組み、徹夜で翌日10日作業を終えた。できあがった案は、自治体警察の要員だけでも2,500名以上となり、当時の千葉県警察の総定員1,600名をはるかに超えるものであった。

この案を検討したスミス少佐等は、その翌日、10月11日、再び来県して案の再検討をもとめた。

問題は警察官数にあった。新制度による国家警察と自治体警察を合せた警察官の総数は、現在の県の警察官総数の範囲内にとどめるべきだというのである。当時総司令部は、警察を軍に準ずるものとみていたのか、その数については極度に気をつけていた。

第2案は、10月18日来県したスミス少佐に提出され、公安課で検討の結果、了承された。

11月6日、スミス少佐等は来県して、知事、県議会警察委員長、警察部長と面談し、次の諸点を示達した。

(1) 了承された第2案にもとづいて、11月6日から3週間以内に、新制度を試行的に実施すること

(2) 警察法は国会で審議中で、法律として成立していないが、法律とみなして実施すること

(3) 警察部長は、試行の期間中、自治体警察を指導すること

(4) 公安委員は1週1回くらいの勤務でよいが、いわゆるボスの勢力を排除して、その地方で最も人格高潔で尊敬される人を選ぶこと

率直なところ大変なことになったと思った。

第一この制度では、千葉県の7市81町のなかで、7市55町計62の市と町に警察が設けられることになり、今までの警察署29が倍以上に細分されるのである。

しかも、その組織、人事、庁舎、装備などの体制づくりを3週間以内に完了して、活動に支障ないようにするのは並みだいていではない。治安の維持は一日一刻の空白も許されない。まして治安は乱れに乱れ、人心の動揺甚しい時である。

さらに、公安委員の制度は、全く新しい制度であるうえに、職責は当然ではあるが重い。そして警察歴はもち論、公務員歴をもつものは一切除外するなど、選任基準が極端に厳格である。

加えて、警察法が法律として成立していない時点で実施するのは、占領下とはいえ常識的ではない。ことは人権にかかわりのある問題である。一体、捜査にあたって、刑事訴訟法との具体的な関連はどうするのか。

また、警察相互の関係にしても、事件によっては、自治体警察の管内で、国家警察が職務執行する必要のある場合もあろうし、その逆の場合もあろう。その間の調整は法的にどうつけようとするのか。

このように、新警察制度の実施には、幾多の課題があったが、さらに問題なのは、町のなかに自治体警察の設置を好まないものが少なからずあったことである。

すなわち、自治体警察を設置することについて、市は7市すべてがまず異論なかったが、町は、主として財政上の理由から、55の町のなかで、21町もが設置に消極的であった。

また、警察経費の負担者が、原則として市町と国ということになり、県が無縁となることにたいして、市町の側からも県の側からも、きめこまかな予算的配慮に欠けることがおこりはしまいかと懸念された。

こんな次第だったが、新制度への移行のための作業は予定どおり無事終了し、きめられた昭和22年11月27日、千葉県は、全国にさきがけて、警察法施行前に、新制度を試行することになった。

新制度下の千葉県警察は、従来の29の警察署を主体にした29の国家警察としての地区警察署と、60の自治体警察としての市及び町警察署（浦安町、南行徳町、行徳町の三町は、組合警察をつくった）で出発することになった。

スミス少佐の最初の来県からこの日まで、わずか49日しかたっていなかった。

警察課員は連日不眠不休で頑張った。今では想像もつかない食糧事情のもとで、とにかく算段した材料で、男手で食事もつくった。乏しい石炭で暖もとった。

私は課員にたいして、「この制度は、わが国の警察を民主化することでは意義がある。が、能率の点では問題がある。アメリカ自身その調和に苦心している。このように新しい制度には矛盾はある。しかし、占領下で、他県にさきがけて、はじめて千葉県で実施されるところに大きな意味があるし、また一面名誉でもあるのだという意気込みで仕事をして

もらいたい」と激励もした。

ところで、千葉県が、新制度のテストケースとして総司令部に選ばれた理由はなんだったろうか。それには次のことが考えられる。

(1) 千葉県は、政治、行政、経済などの点で、全国的にみて、基準とするにふさわしかったこと。

(2) 東京に近く、総司令部がその実施状況を見守るのに都合がよかったこと。

千葉県が先導した新警察制度は、それから3ヶ月後の、23年3月7日、全国一斉に施行された。

私は、新制度実施3ヶ月後の、23年6月、古巣の国家地方警察本部（今の警察庁）の刑事部に帰任することになった。仕事は、表向きは、全国の犯罪統計事務の総括と統計の分析調査であったが、実質的には、新制度下における捜査従事警察官の守るべき「規範」の作成であった。

## 2

こうして、いわば研究員的な日々が坦々と続けられているうちに、25年7月、故郷の千葉県に地方課長として帰ることになった。それは、学生時代夢みた農政へのやみがたい希望からであり、また千葉県知事のさそいもあってのことであった。地方課は、市町村行政を総括的に面倒みるところである。

この頃の市町村は、戦後の大混乱のさなかにあり、特に財政の困窮は甚しかった。市町村長は、その幾人かが責任をとってやめてさえいった、あの主食確保のための「供米」に奔走して寧日なく、そのうえ、六三制新教育制度実施のため、中学校の校舎や施設の整備とこれに要する財政負担に手をやいていたが、自治体警察の設置、運営は町の財政をさらに圧迫することになった。

そして、それは新制度発足後日がたつにつれて、ますますあらわになった。事件が突発したり頻発したりした場合には、町はその莫大な費用の捻出に苦慮した。また町の財政のひっ迫は、警察官の給与の支給にも好ましくない影響を及ぼしかねない状況ともなった。

これらのことは、程度の差はあったが、市についても同じことがいえた。

加えて、国内治安の乱れは甚しく、不法事件が続発したが、これに対処するには、極端に細分された警察相互の共助体制が必須であった。しかしそのための警察法の規定には不備が多く、その是正が緊急の課題となってきた。

かくして、26年、民主警察の精神を尊重しつつ、治安維持のため、警察法が改正されることになった。

この改正によって、町村は、住民投票によって、自治体警察を任意に廃止することができるようになった。

改正された警察法は26年6月12日施行された。

この法律が施行されると、千葉県の自治体警察をもつ町は、続々と廃止の決定を行い、26年10月28日までに、すべての町警察が廃止を決めた。それは、新制度が正式に発足してから3年7ヶ月ほどしかたっていなかった。

こんなわけだったが、一面、自分が警務課長として心血を注いだ自治体警察を、今度は地方課長として廃止の面倒をみるのは、なんともいえない気持ちであった。

そして、29年7月1日には、国家警察たる都道府県警察一本の、現行の警察法が施行され、市警察は、この日すべて県警察に統合されることになった。

### 3

あのテストケースから40年あまりたつ。

今、私は、「法学研究所」の「公務員講座」で「行政学」を担当して、若い学生諸君と楽しく過している。

はじめての講義の準備をしていた頃、思わず「おや」と立ちどまらせられたことがあった。それは、昭和30年代に地方自治が逆コース期に入ったとする説明の事例として、「自治体警察の廃止」が掲げられていたからである。

そんなことなど思い出して、法学研究所の執筆のもとめに、自治体警察のテストケースを無我夢中でやった往時をしるして責を果すことにした。

それにつけても、こうやって昔を偲んでいると、えにしの不可思議さをつくづく感じさせられてならない。

私は、生れが農家だったせいもあって、将来進む道は農林行政と学生時代きめていた。

ところが、卒業間近かになって、高校の先輩にあたる内務省の人事課長から、農林行政の実際を担当するのは都道府県なので、農林行政を志すのなら内務省に入ることだ、とすすめられ、結局それに従うことになった。

19年9月、学校を終えて、内務省に入り、その月に海軍に行き、翌年20年8月復員したが、その直前のある日、海軍の勤務場所が内務省の近くだったので、ふらりと内務省に人事課長をたずねた。課長は別の人にかわっていた。挨拶をすませてしばらくすると、課長が「軍服が似合うから警察がいいかな」といったが、よく分からないままに「はあ」と答えた。

課長の言葉どおり、20年9月、内務省の警保局に配置され、ここでいわゆる見習として

将来に備えての勉強に入った。

しかし、それも束の間、占領軍の内務省に対する風当たりが予想をはるかに越えた厳しいものとなり、警察が最大の標的とされていることが明らかになるに及んで、20年の末、私を含めた警保局の見習三名に、米英仏を主とした警察制度調査の特命があった。私へのそれはアメリカ州警察 (state police) であった。

先任事務官を中心に作業は大車輪で開始された。まさに泥縄である。今まで、世界に冠たり、と自負してきたわが警察には、そのための資料がきわめて乏しく、作業は難航した。

数カ月の作業の後、われわれグループが到達した見解は、いうなれば、府県単位の自治警察 (首都警察は、主都の性格上、中央直轄) であった。この考えは、警保局の制度改革試案の基調にもなったが、日本民主化のためには徹底した警察の分権が必要とする総司令部は、市町村単位の自治警察を主張してやまなかった。

22年1月、見習を終え、一本立ちして府県に巣立つことになった。いままで私はずっと警察で過してきたので、この際ほかの分野で勉強したほうがとのはからいから、群馬県で警察以外の勤務につくことになった。

ところが、群馬県勤務足かけ3ヶ月で、千葉県の警察部警務課長に発令された。警務課は県の警察全体の、組織、装備、人事、予算などを担当するところである。

この時私は、やがて6ヶ月の後に、日本の警察制度はじまって以来の大仕事が、自分を待っていようとは、夢想だにしなかった。